

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する
条例を公布する。

令和3年6月23日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第21号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部
を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年墨田区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。